

議案第 9 号

狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

狭山市立学童保育室条例（昭和 4 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

狭山市立新狭山小学童保育室	狭山市入間川 1 1 0 8 番地	5 0 人
---------------	-------------------	-------

」

を

「

狭山市立新狭山小第一学童保育室	狭山市入間川 1 1 0 8 番地	4 0 人
狭山市立新狭山小第二学童保育室	狭山市入間川 1 1 0 8 番地	4 0 人

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立新狭山小学童保育室の名称及び定員数を改めるとともに、新たに狭山市立新狭山小第二学童保育室を設置したいので、この案を提出するものである。